

～給食施設の届出って?～

施設で給食を提供する場合は、給食施設の届出が必要になります。

給食の届出には『食品衛生法に基づく届出』・『健康増進法に基づく届出』の2種類があります。ただし、調理業務を外部に委託し、受託事業者が飲食店営業許可を取得してる場合は食品衛生法に基づく届出は不要です。

～給食の開始にあたって～

「給食」とは、病院、学校、事業所、その他（社会福祉施設等）などにおいて、それぞれの施設を利用する特定の対象者に継続的に提供する食事をいいます。



新しく施設を設立し、給食を提供することにしたいけど、何か届出が必要なのかな？

→答。給食施設の届出が必要な場合があります

☆給食施設の届出は2種類あり、提供する食数によって提出いただく書類がそれぞれ異なります。（2種類両方とも届出が必要な場合もあります）

※飲食店営業の許可を取得している場合は食品衛生法に基づく届出は不要！

①食品衛生法に基づく届出

施設規模	提供する食数※1	提出していただく書類
大 ↑	例1が該当 1回20食以上 または 1日の合計が50食以上	「営業許可申請書・営業届(新規・継続)」の届出をお願いします
小	例2が該当 1回20食未満 かつ 1日の合計が50食未満	届出は必要ありません

※1 提供する食数の考え方（食品衛生法の場合）

- 1回の提供食数と1日の合計提供食数（おやつは含みません）から施設規模を判断し、必要な届出をご提出ください。提供食数が毎回異なる場合は最大食数で考えます。また、ここで言う食数は提供している実数で考えるため、職員へ提供している食数も含みます。

例1: 1日3回、朝10食、昼20食、夕10食を提供する施設

→1回最大食数20食、1日40食なので、

「営業許可申請書・営業届(新規・継続)」の提出をお願いします。

例2: 1日1回、昼のみ19食提供する施設

→1回19食、1日19食なので、食品衛生法に基づく届出は必要ありません。

②健康増進法に基づく届出

調理業務の直営、外部委託にかかわらず、該当する施設は、健康増進法に基づく届出が必要です。

施設規模	提供する食数※2	提出していただく書類
大 ↑ 小	例3が該当 1回100食以上 または 1日の合計が250食以上	「特定給食施設設置届」 の届出をお願いします
	例4が該当 1回50食以上 または 1日の合計が100食以上	「小規模給食施設初期調査票」 の届出をお願いします
	例5が該当 1回50食未満 かつ 1日の合計が100食未満	届出は必要ありません

※2 提供する食数の考え方（健康増進法の場合）

- 1回の提供食数と1日の合計提供食数（おやつは含みません）から施設規模を判断し、必要な届出をご提出ください。提供食数が毎回異なる場合は最大食数で考えます。また、ここで言う食数は、栄養管理を行っている対象者の定員から考え、福祉施設等において職員へ提供している食数は含みません。

例3: 1日3回、朝60食、昼100食、夕60食を提供している福祉施設
 （入所定員60名、通所定員40名）

→1回最大食数100食、1日220食なので、
「特定給食施設設置届」の提出をお願いします。

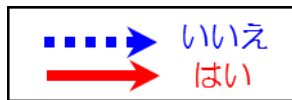
例4: 1日3回、朝20食、昼20食（週3回は50食）、夕20食を提供している福祉施設
 （入所定員20名、通所定員30名）

→1回最大食数50食、1日最大食数90食なので、
「小規模給食施設初期調査票」の提出をお願いします。

例5: 1日1回、昼のみ30食を提供する施設

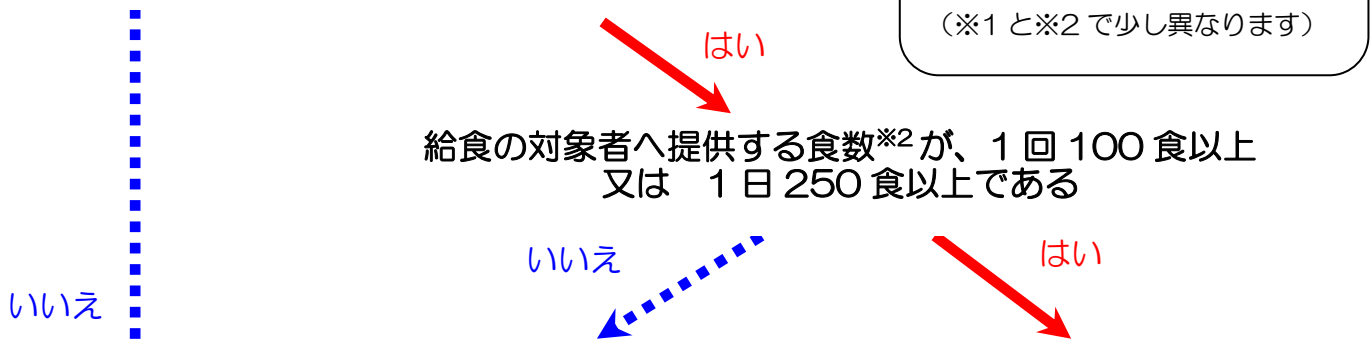
→1回30食、1日30食なので、**健康増進法に基づく届出**は必要ありません。

あなたの施設はいかがですか？ チェックしてみましょう!!



給食の対象者へ提供する食数※2が、1回50食以上
又は 1日100食以上である

※1 および※2：
提供する食数の考え方は、これより
前のページをご参照ください。
(※1 と※2 で少し異なります)



(食品衛生法に基づく)
「**営業許可申請書・営業届(新規・継続)**」

(健康増進法に基づく)
「**小規模給食施設初期調査票**」

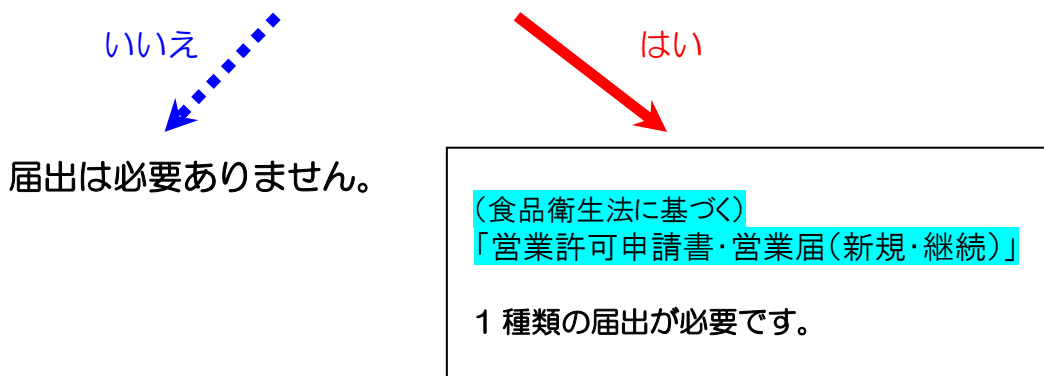
2種類の届出が必要です。

(食品衛生法に基づく)
「**営業許可申請書・営業届(新規・継続)**」

(健康増進法に基づく)
「**特定給食施設設置届**」

2種類の届出が必要です。

給食の対象者へ提供する食数※1が、1回20食以上
又は 1日50食以上である



届出は必要ありません。

(食品衛生法に基づく)
「**営業許可申請書・営業届(新規・継続)**」

1種類の届出が必要です。



調理業務を外部に委託している場合は、受託事業者による飲食店営業の許可
が必要です。

詳しくは食品保健課 (096-364-3188) までお問い合わせください。

～給食開始後に必要な届出～



届出後、設置者や給食施設の名称が変更になった場合も何か届出が必要なのかな？

→答. 営業許可申請書・営業届（変更）を
提出してください

①食品衛生法

●営業許可申請書・営業届（変更）

下記の届出事項に変更が生じたときは、速やかに提出してください。

届出事項

- 届出者の氏名（法人の場合は、その名称、代表者の氏名）
- 届出者の住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地など）
- 施設の名称
- 食品衛生責任者の氏名（資格要件等）

②健康増進法

●特定給食施設変更届

（※変更届の様式は特定給食施設、小規模給食施設とも同じ様式です）

下記の届出事項に変更が生じたときは、速やかに提出してください。

届出事項

- 給食施設の名称
- 給食施設の所在地
- 設置者の氏名（法人の場合は、代表者の氏名など）
- 設置者の住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地など）
- 給食数（定員）
- 管理栄養士及び栄養士の数



給食施設を廃業した場合はどうなるの？

→答. 営業許可申請書・営業届（廃業）を
提出してください

①食品衛生法

●営業許可申請書・営業届（廃業）

給食施設を廃止した後に、速やかに提出してください。

②健康増進法

●特定給食施設休止（廃止）届

（※休止（廃止）届の様式は特定給食施設、小規模給食施設とも同じ様式です）

特定給食施設あるいは小規模給食施設を廃止した後に、速やかに提出してください。

また、休止した際も同様に、この届出が必要になります。

～届出の提出先 および 問い合わせ先～

熊本市保健所 食品保健課

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1

TEL 096-364-3188

